

「農地を活かし、地域を育てゆく」を合言葉に、地域の農業振興に取り組みます。

稲作体験学習会(田植え)を実施しました



6月21日(金)、市内8校の小学5年生507名による田植えを行いました。梅雨時ながらなんとか天気ももって、元気に実施することができました。セレモニーの後、注意事項をきいて第三小学校を先頭に、順序良く田んぼに向かいサンダルを脱いで裸足になって一人ずつ苗をもらって田んぼに入りました。田んぼに入るのが初めての子ども達も大勢いて、土の感触が嬉しいみたいでした。横一列になっ



て、指導者から苗の植え方を教わり、田植えが始まりました。最初はなかなか上手く植えられなかった子ども達も、二列目、三列目と植えて行くと段々上手くなってもっと植えたいようでした。今年、圃場の整備も行なわれ、田んぼにも入りやすくなって、滑ったりも少なかったようです。予定通り、11時半過ぎには全員田植えを終えることができ、子ども達は田植えという貴重な体験ができて嬉しそうでした。次は、秋の稲刈りです。楽しみにしててください。ご協力いただいた、教育委員会の皆様、J A東京みどり関係者の皆様、支部長の皆様ありがとうございました。



稲作体験学習会拡充プラン ゲストスピーカー派遣



6、7月に市内5校の小学校5年生を対象に出張講義を行いました。「稲作の流れ」や「農機具の今・昔」等をパネルを使ってお話したところ、子ども達は見たことのない機械に「これは何?」「何をするものなの?」などの質問をしてくれました。

今年からクイズ(谷保の歴史、稲作・くにたち野菜)を刷新したので、子ども達は元気よく答えや質問をしてくれました。特に谷保の歴史のクイズでは昭和30年頃までは養蚕が盛んだったことや、雨に濡れた桑を蚕が食べると病気になることなど、初めて知ったことも多かったようでした。



第60回東京都農業委員会・農業者大会開催



第38回 農業後継者顕彰記念
於 昭島市 KOTORI ホール 平成31年2月22日



第45回 農業委員会等功労者表彰記念
於 昭島市 KOTORI ホール 平成31年2月22日



さわやかな春を思わせる風吹く2月22日、KOTORIホール(昭島市民会館)で、第60回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。

東京農業の確立、都市農業の振興と農地保全に関する様々な要望や農業委員会活動の積極的推進に関する決議などが満場一致で採択されました。

来賓の小池知事からも、2020年東京オリンピック・パラリンピックで食材を提供することで、東京農業をアピールする良い機会ですという言葉を受けました。

都市農地は、食材の供給や緑の創出といった生産面以外に、災害時の避難場所や食農教育の場など多面的な役割を果たしています。

私たち農業委員も国立の大切な農地を守っていく為に日々努力して参ります。

同時に執り行われた各表彰式では2名の方が表彰されました。(写真左上)

農業功労者感謝状 佐藤 ハツ さん(左) 農業後継者顕彰 野菜部門 遠藤 充 さん(右)

北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰

平成30年度の北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰は三田貢司さんが受賞されました。

「安心・安全な農産物の育成に努め、みなさまに新鮮な野菜・果実をお届けしたいと思います。」

(三田さん:写真 後列右から2番目)



平成30年度 北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰式
於 立川市女性総合センターアイムホール 平成31年2月7日



城山さとのいえより

城山さとのいえでは近頃、スタッフが開館前にラジオの天気予報に耳を傾けています。大雨や強風、雹…… 予想外に変化する天候に、市報での農業体験事業のお知らせにご応募くださった市民の皆さまにも「中止？ 決行？」と思わぬご心配をおかけすることが増えてきたようにも感じるのですが、皆さまからはむしろ「農家さんのご苦労がわかる」と、お気遣いをいただき、感激致しています。

イベント参加者は常連と初めてのかたが半々で、交流も生まれています。さとのいえ前の畑で実施中の「春夏野菜づくり体験」(写真右上)も、前年度からのリピーターが未経験のかたを助け、なごやかな空気を作ってくださいています。ぜひ城山さとのいえへ、のぞきにおこしてください。



6月15日「じゃがいも収穫体験」は晴天の下、杉田保則さんの畑で開催(写真右中)。6月22日「わくわく稲作体験」。JA東京みどり国立地区米生産部会の皆さんが親切に指導してくださいました(写真右下)。



5月18日、沼崎信夫さんの畑で「新玉ねぎ・にんにく収穫体験」。アンケートには「農家さんの笑顔が良かった」「野菜ソムリエ・Canaco(カナコ)さんのレシピが魅力的」といった好評が並びました。

平成30年度 1名の認定農業者が誕生しました

平成30年度に新たに1名の認定農業者が誕生しました。認定農業者制度は、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市が基本構想に照らして認定し、その計画の達成に向けて支援していくものです。認定農業者になると、市や東京都による補助事業などを受けることができます。

本年度以降も市として新規認定に向けた募集を行い、事業に取り組んで行く方針です。本制度にご興味のある方は、是非市までご相談下さい。



左から、永見理夫市長、佐伯幸緒さん



農業者のみなさんへ



.....生産緑地の貸借ができるようになりました.....

都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、また本法の施行にあわせて生産緑地法施行規則が、平成30年度税制改正で相続税納税猶予制度がそれぞれ改正されました。

今回の制度改正により、事実上困難であった生産緑地の貸借を行うことができるようになり、経営規模を拡大することが可能となりました。

本法に基づく貸借の特徴

- ① 期限の到来により農地が返却される(ただし、賃貸借の場合、相続発生時には借主との合意解約が必要)。
- ② 相続税納税猶予制度が継続される。
- ③ 貸借農地への一定の関与により主たる従事者証明が発行される。

本法に関する詳細や生産緑地の貸借についてご要望のある方は、農業委員会事務局までお問合せ下さい。

●農作物栽培高度化施設の設置（農地法第43条）について

平成30年11月16日に改正農地法が施行され、底面がコンクリート等で覆われた農業用施設のうち、一定の要件を満たす施設を農地に設置しても、農地転用に当たらないこととされました。

設置する際は、事前に農業委員会に届け出て受理通知書の交付を受ける必要があり、通知書の交付を受けずに設置した場合は法令違反となりますのでご注意ください。

設置する施設の基準としては、専ら農作物の栽培の用に供される、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがない(高さが8m以内、かつ軒の高さが6m以内等)、などが挙げられます。

設置を検討されている方は、農業委員会事務局までお問合せ下さい。

平成31年1月から収入保険が始まりました

収入保険とは、平成31年1月から新たに始まった制度です。農業を営むうえで不測の自然災害や農産物の価格低下などが発生し売上が減少した場合に、その減少分の一部が補償されます。加入対象者は青色申告を行っている農業者で、自ら生産した農産物の販売収入全体が対象となります。近年、自然災害による農作物への被害が頻発していることから、本制度の活用をご検討下さい。また、本制度の詳細については下記問合せ先までご相談下さい。

【問合せ先】NOSA | 東京（東京都農業共済組合） ☎042-381-7111

◆農業委員会では、年間を通して随時、農地の見回りや耕作相談等の営農支援などに関する活動を行っています。農業者の皆さま、地区の農業委員にお気軽にご相談下さい。

【平成31年度農業委員会の主な活動予定】

5月13日(月)	稲作体験学習会種まき	10月3日(木)	稲刈り
5月15日頃	田んぼ取水	10月16日(水)	農地利用状況調査
6月19日(水)	苗取り	10月下旬	脱穀
6月21日(金)	田植え	11月9日・10日	農業まつり